本ガイドラインは、経済産業分野における事業者等のうち、法が適用対象とする個人情報取扱事業者（※２－１－３参照。）に該当する事業者等を対象として適用する。

また、経済産業分野において個人情報取扱事業者でない事業者等についても、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」（法第３条）という法の基本理念を踏まえ、このガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましい。

２．法令解釈指針・事例

２－１．定義（法第２条関連）

２－１－１．「個人情報」（法第２条第１項関連）

法第２条第１項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

「個人情報」※1とは、生存する「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる※2ものを含む。）をいう。「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない（ただし、「２－２－３－２．安全管理措置（法第20条関連）」の対策の一つとして、高度な暗号化等による秘匿化を講じることは望ましい。）。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、「生存する個人」には日本国民に限られず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は含まれない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報）。

※１法は、「個人情報」、２－１－４．「個人データ」及び２－１－５．「保有個人データ」の語を使い分けており、個人情報取扱事業者に課せられた義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。

※２「他の情報と容易に照合することができ、…」とは、例えば通常の作業範囲において、個人情報データベース等にアクセスし、照合することができる状態をいい、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態を除く。

【個人情報に該当する事例】

事例１）本人の氏名

事例２）生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

事例３）防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

事例４）特定の個人を識別できるメールアドレス情報（keizai_ichiro@meti.go.jp等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、日本の政府機関である経済産業省に所属するケイザイイチローのメールアドレスであることがわかるような場合等）

事例５）特定個人を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の個人を識別できる情報

事例６）雇用管理情報（会社が従業員を評価した情報を含む。）

事例７）個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できた場合は、その時点で個人情報となる。）

事例８）官報、電話帳、職員録等で公にされている情報（本人の氏名等）

【個人情報に該当しない事例】

事例１）企業の財務情報等、法人等の団体そのものに関する情報（団体情報）

事例２）記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報（例えば、abc012345@xyzisp.jp。ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別できる場合は、個人情報となる。）

事例３）特定の個人を識別することができない統計情報

２－１－２．「個人情報データベース等」（法第２条第２項関連）

法第２条第２項

この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

１　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

２　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第１条

法第２条第２項第２号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、カルテや指導要録等、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

【個人情報データベース等に該当する事例】

事例１）電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳（メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合）

事例２）ユーザーＩＤとユーザーが利用した取引についてのログ情報が保管されている電子ファイル（ユーザーＩＤを個人情報と関連付けて管理している場合）

事例３）従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者等によっても検索できる状態にしている場合

事例４）人材派遣会社が登録カードを、氏名の五十音順に整理し、五十音順のインデックスを付してファイルしている場合

事例５）氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録

【個人情報データベース等に該当しない事例】

事例１）従業者が、自己の名刺入れについて他人が自由に検索できる状況に置いていても、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合

事例２）アンケートの戻りはがきが、氏名、住所等により分類整理されていない状態である場合

２－１－３．「個人情報取扱事業者」（法第２条第３項関連）

法第２条第３項

この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

１　国の機関

２　地方公共団体

第明治三十種郵便物認可　三十五年三月三十一日